

令和5年度(2023年) 必ず受けて良かったと感じます!

# 建築大工、技能検定受検準備講習会(定員12名)大募集!

令和5年(後期)、建築大工実技課題 (1級) 隅木とたる木、ひよどり柱(2級) 振たる木、屋根筋かい

技能検定試験は普段の実務とは違い、手道具での作業となります。

昔とは違ってその必要性を問われますが、大工としてリフォームで応用できる技術に必ず活かされます。

難易度は高いですが、万全な合格に向けて、組合が全力でサポートして準備して参ります。



(1) 持参用具 筆記用具・さしがね(cm)・直定規(1m) 大工道具一式

(2) 講習会日程カリキュラム(案) 全11回 10~11月

10/4・8・11・15・18・25・29 11/8・12・19・29

(3) 受講費用 35,000円(実質1人、材料費3組75,000円を支給、担い手確保補助事業を活用して受講者に還元)

氏名	(才)	所属支部( )	・資料案内希望
携帯番号		大工実務年数(年)	・受検受講希望

※申込後、講習会日程表、教材資料一式、技能検定受検申請用紙を郵送いたします。

材料費が高騰していますが、補助事業を活用して、材料は一人3組は演習できるよう取組みます。

## 後期技能検定受検案内



**建築士ばかりが資格じゃない!**  
**技能士資格は技術がある証です**  
**国家検定資格として活かされます**

建設業に関する国家資格は大変幅が広く種類も多いのですが、国家資格技能検定資格は実技を重点においた、全職種様々な産業で活躍している働く技能者の証として労働省が能力開発促進法により実施している国家検定である。

この技能検定資格を所持していないと業務にならない職種が多数ある中で、わが愛知県建築組合連合会では技能団体として建築技能職種の安泰と伝統、文化を守っていくために、これからの業界をしっかりと立つ若い世代の組合員の方へは原点の技能知識を兼ね備えた証である技能検定資格、1級厚生労働大臣認定・2級愛知県知事認定国家資格を取得、組合員の皆様の技能検定申込申請の取りまとめを行っています。希望される方はお気軽に事務局まで連絡して下さい。

建築大工、造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ

※お気軽に組合へお尋ねください。(TEL.052-890-9108)

### 令和5年度【後期】技能検定受検FAX仮申込書(FAX.052-890-9109)

※ 検定職種 ( )		1級・2級		どちらかに○印して下さい	
ふりがな		〒		—	
氏名		住所			
生年月日	年 月 日	TEL	( )	—	
受検資格	学歴	最終の学校名	学科又は課程	所在地	在学期間 年 月~ 年 月卒
	職歴	事業所名	職務内容	所在地	在職期間 年 月~ 年 月迄 年 月~ 年 月迄

# 技能検定とは

技能検定とは、働く上で身に付ける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、機械加工、建築大工やファイナンシャル・プランニングなど全部で131職種の試験があります。試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。

## 令和5年度技能検定実施日程

	前 期	後 期
試験案内開始日	3/1 (水)	9/1 (金)
申請受付期間	4/3 (月) ~4/14 (金)	10/2 (月) ~10/13 (金)
実技試験問題の公表※1	5/30 (火)	11/27 (月)
実技試験※2	6/6 (火) ~8/13 (日) ★ 6/6 (火) ~9/10 (日) 9/11 (月) ~11/5 (日) ※4	12/4 (月) ~令和6年2/11 (日)
学科試験※3	7/9 (日) ★ 8/20 (日) 8/27 (日) 8/30 (水) 9/3 (日)	1/21 (日) 1/28 (日) 1/31 (水) 2/4 (日)
合格発表日	8/25 (金) ★・9/29 (金)・ 11/30 (木)までの間で都道府 県知事が指定する日※4	3/8 (金)

※職種によって試験日が異なります。★：3級の試験日程（「金属熱処理」を除く。）

※1 一部職種の製作等作業試験と全職種の計画立案等作業試験は、概要のみが公表されます。

※2 期間中のいずれかの日で実施されます。

※3 職種、等級ごとに全国統一日に実施されます。

※4 暑熱対応のため延期する場合（造園・とび職種）

## 技能検定を受検するメリット

### ①技能士に付与される特典

**「技能士」と名乗ることができます。** ※名称独占のため技能検定の合格者以外は「技能士」と名乗ることができません。  
**都道府県職業能力開発協会が実施する職種では、合格すると、検定職種、等級に応じたメリットがあります。**

(例)【他資格試験の受験資格や一部試験免除】

・労働安全コンサルタント試験、職業訓練指導員試験、作業環境測定士試験

【建設工事等において配置する技術者資格】

・建設業法による専任の者、主任技術者の資格

・一級技能士等による施工及び作業指導（※）

※ 各府省庁が官庁営繕工事を実施するための「統一基準」として位置づけられた「公共建築工事標準仕様書」において、特記仕様書で指定する工事作業に係る1級又は単一等級技能士は、当該工事作業中、作業現場で1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うとされているもの。

また、多くの地方公共団体においても「公共建築工事標準仕様書」を活用されている場合がある。

【その他】

・労働安全衛生法第60条の規定に基づく職長等に対する安全または衛生のための教育事項の全部を省略（特級の全職種）

・制限荷重が1トン以上の揚貨装置またはつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの就業資格（とび1級及び2級）

なお、こちらに挙げているものは一例です。詳しくは、[厚生労働省のホームページ](#)をご確認いただくか、都道府県職業能力開発協会へお問い合わせください。

⇒「[技能検定 活用](#)」で検索してください。

### ②企業として従業員に技能検定を受検させるメリット

(例) ・若い技能者の習熟度を確かめる方法として有効である。

・高い技能を持つ技能士がいることで、製品の生産性の向上や品質維持に役立つ。

・企業内に能力評価制度がなくても、技能検定を活用することで代用できる。

・技能士がいることにより、企業が高い技術力を持つ証明となり、顧客からの信頼を得られる。

こちらに挙げているものは一例です。他にも、技能検定ポータルサイト「[技のとびら](#)」の技能士活用好事例集に企業側のメリットが多数記載されておりますのでご参照ください。



実施機関：都道府県、都道府県職業能力開発協会、  
指定試験機関  
問題作成：中央職業能力開発協会、指定試験機関  
制度所管：厚生労働省

詳しくはこちらから

都道府県 >  指定試験機関 > 



ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 国家検定

令和  
**5**年度

# 技能検定

## 未来への一歩 確かな証

### ●受検資格

都道府県職業能力開発協会が実施する職種の技能検定の主な受検資格を取得するために必要な実務経験年数は、下表のとおりとなります。ただし、受検資格は、関連する実務経験のある検定職種や卒業・修了した学科・訓練科に関する検定職種に限り得ることができます。

民間の試験機関の実施する職種については、実施する各試験機関へお問い合わせいただくか、各試験機関のホームページをご確認ください（お問い合わせ先は10ページをご参照ください。）。

(単位 年)

受検対象者 (検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。)	特級	1級		2級		3級	単一 等級		
	1級 合格後	2級 合格後	3級 合格後	3級 合格後	3級 合格後				
実務経験のみ	5	7			2	0※5	3		
専門高校卒業※1 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			2	4	0	0※6	1
短大・高専・高校専攻科卒業※1 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5							0
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4	0	0					
専修学校※2または 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)		6			0	0	1		
		800時間以上 1600時間以上	0	0					
		3200時間以上						0	1
短期課程の普通職業訓練修了		700時間以上	6	0	0				
普通課程の普通職業訓練修了		2800時間未満	5			0	1		
		2800時間以上	4						
専門課程または特定専門課程の高度職業訓練修了※3		3	1	2	0	0			
応用課程または特定応用課程の高度職業訓練修了									
指導員養成課程の指導員養成訓練修了		1			0	0			
職業訓練指導員免許取得									
高度養成課程の指導員養成訓練修了		0			0	0			

※1：学校教育法による大学、短期大学または高等学校と同等以上と認められる外国の学校または他法令学校を卒業した者並びに  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。

※2：大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程または大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。